〇犯行時情動性のもうろう状態にあったとの主張を排斥した事例 〇殺害前に借金として交付を受けていた現金についてもいわゆる一項強盗による強盗殺人罪の成立 認めた事例

平成14年10月22日判決宣告 仙台高等裁判所 平成14年(う)第80号 強盗殺人,現住建造物等放火未遂,死体損壊被告事 (原審 山形地方裁判所 平成11年(わ)第173号 平成14年3月25日判決宣告)

文

本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中150日を原判決の刑に算入する。

- 本件控訴の趣意は、弁護人坂野智憲作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引控訴趣意の第1は、事実誤認の主張であり、要するに、被告人は、本件当時心神喪失ないし の状態にあったのに、被告人に完全責任能力を認めた原判決には事実誤認がある、というので 控訴趣意の第2は、 量刑不当の主張であり、要するに、完全責任能力が認められるとしても は異常な精神状態の中で突発的に犯行に出たのであって、計画的で冷徹な犯行とはいえないこ については、積極的に公共の危険を惹起しようとしたのではなく、かつ、未遂にとどまってし 強取金のうち25万円が遺族に還付されていること、贖罪寄附をしていることなどを考慮すれ 人を無期懲役に処した原判決の量刑は重すぎる、というのである。 そこで記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討する。
- - 控訴趣意中事実誤認の主張について 所論は、被告人が、小学生当時から現在に至るまで継続して発熱と頭痛に悩まされ、大学系 所論は、被告人か、小学生自時から現住に至るまで継続して発熱と関痛に悩まされ、大学名も市販の頭痛薬「A」を常用し、実父の病気や仕事のことで悩み精神的に疲労しており、小学は養護学校に通うなど精神的にも発育が遅れ、身体、精神面ともに劣っており、それは本件時していたのであって、被告人に生物学的布置因子を認めるに十分であること、被告人に犯行時なく、犯行状況に関する捜査段階の供述は、捜査官の不当な誘導や理詰めの取調べにより記憶とを述べたものであること、犯行の動機が極めて薄弱であること、犯行後我に返って被害者があることを知り、パニック状態に陥ったため逃走して証拠隠滅を図ったものであること、犯行後れた道を何度も間違え、異常な汗と喉の渇きを感じ、犯行を隠ぺいのため持ち出すべき書類を 証拠隠滅のために奪った物を切り刻んで入れ捨てるはずの空き缶を捨てないでいる。という 不合理な行動をとっていること、本件は被告人の人格からは想定し難い犯行であることなどが被告人は本件当時情動性意識障害により責任能力が喪失ないし減退していた、というのであるしかしながら、被告人には、以下に述べるとおり、本件当時意識障害が存したとは認められ 善悪を弁識しこれに従って行動を制御する能力が失われあるいは著しく減退していたといえた

明らかである。 被告人の捜査官に対する供述調書をはじめ原審で取り調べた証拠によれば,被告 害者が1万円札の束を数えているのを見て強盗殺人の犯行を企て、機会をうかがって被害者の り込み、傍らのこたつの電気コードを用いてその頸部を締めつけ、その後息を吹き返さないよ りにコードを結び、現金等の入ったバッグを奪い取り、その後犯跡隠ぺいのために、こたつ*0* ライターで火をつけ、10センチメートルくらいまで炎が上がるのを確認してから逃走したこ られるのであり、こうした行為は周囲の状況に適合した合理的かつ合目的的なもので、被告人 状況認識を有していたと認められ、意識障害を疑わせる状況は存しない。また、犯行前の状況 被告人は、前日の約束に基づいて被害者方に借金をしに行き、その場で借金の上乗せを願ってかなう状況にあったのであり、意識障害を引き起こすような心理的な葛藤や原因は見当たらなて、借金返済に窮していた被告人が、被害者が大金を所持しているのを見て、強盗殺人の犯行 その後犯跡を隠ぺいするために火を放ったという動機、経緯は、十分に了解可能である。

その後犯跡を隠へいするために火を放ったという動機、経緯は、十分に了解可能である。 被告人は、原審及び当審公判において、被害者から20万円を受け取った後から炎の熱さる での間の記憶が全くなく、捜査段階での供述は捜査官の誘導によるものである旨供述する。し ら、被告人の捜査段階における供述を見ると、犯行前後の状況に関し相当程度に詳細かつ具体 し、自ら犯行状況の再現までし、記憶のある点とない点とを区別して供述しており、それら供 て捜査官から押しつけや誘導があった形跡はなく、他方で、捜査段階では記憶が全くないとの ておらず、かえって捜査段階の初期においては、被害者から殺害の嘱託があったなどと、記憶 いることと明らかに矛盾する供述をしているのである。被告人が原案及び出家公判で供述する いうことと明らかに矛盾する供述をしているのである。被告人が原審及び当審公判で供述する 気が付いたら被害者が倒れ火が出ており、殺害して現金を奪い火をつけたという自覚は全くないうのであるならば、その気が付いた時点で、被害者の様子を確認し、救命や消火のための? のが当然と考えられるのに、そうしたことをすることなく逃走し、その上種々の隠ぺい工作をるのは、全く不合理であり、むしろ、被告人のその気が付いたという後の行動は、殺害と放り ことの自覚があったことをうかがわせるものである。そもそも犯行前後の記憶は鮮明であると 犯行に関する部分の記憶が欠落しているというのは不自然であり、捜査段階で述べる、夢中で 頸部を絞めたが、被害者がぐたっとしたのではっと我に返ったという供述の方が、自然である の事情に照らすと、犯行について記憶がないという原審及び当審公判における被告人の供述は

さらに、被告人は,成人後一定の職業に就き,対人関係において支障なく社会生活を送って その生活歴において精神遅滞の徴候や精神異常あるいは意識障害による特別の行動障害があった。 かられたい(たお 被告人は 当塞公判において 意識障害の経験がある旨供述するが、その 程度の経験が、格別異常性をうかがわせるものとはいえず、また、所論の指摘する犯行後の行 解さは、重大犯罪を行ったことによる興奮や狼狽によって理解可能な範囲内のものであり、粡 性を示すものとはいえない。)

以上のとおり、被告人が本件当時責任能力を喪失ないし著しく減退していたとは認められた 完全責任能力を認めた原判決に事実誤認はない。論旨は理由がない。

控訴趣意中量刑不当の主張について

本件は、サラ金から多額の借金をしてその返済に追われていた被告人が、長年付き合いのあ に頼んで金を貸してもらうために赴いたところ、被害者が大金を所持していることを知って、 その所持金を奪い、さらに、その犯跡を隠ぺいするために、被害者の死体ととも 方住宅を燃やそうとしたが、建物放火については未遂に終わったという、強盗殺人、現住建造 未遂、死体損壊の事案である。

量の余地はなく、犯行態様も、殺害の上金を奪うことを決意するや、殺害の機会をつかかい、気を許して何ら警戒していないのに乗じてその背後に回り込み、電気こたつのコードを手に関いる。 に巻き付けてカー杯締めつけ、さらに、息を吹き返さないように首に巻き付けたコードを念え でいるのであって、強い殺意に基づく冷酷非情で凶悪なものである。被害者は、長年の付き合していた被告人によって突然襲われ、無念の言葉を発するいとまもなく絞め殺されたものである。死を遂げ、蓄えた財産を奪われ、更に遺体さえも焼かれた被害者の無念さ、悲痛の程はいたな死を遂げ、蓄えた財産を奪われ、更に遺体さえも焼かれた被害者の無念さ、悲痛の程はいた と察するに余りある。被害者の遺族は,母親を突然悲惨な形で失いその無惨な遺体を目の当た その悲嘆の情は大きく,心の痛手は容易に癒されない状態にある。これに対し,被害金の一部 れているものの、被告人から被害弁償や慰謝の措置は全く講じられておらず、 遺族の処罰感情 厳しいものがある。現住建造物等放火未遂は、自ら消防団員を務め火事の恐ろしさを十分知っ ら、強盗殺人という重大犯罪の犯跡隠ぺいのため行われたもので、その動機は卑劣であり、才住宅街にある木造住宅で、近隣住宅にも延焼する危険性は高かったものであり、内部の什器伽道具が焼損し、被害者遺族の居住が困難になって、多大の経済的損失を被っており、もたらし

被告人は,本件後種々の罪証隠滅工作に及ぶなど犯行後の情状も芳しくなく,また,原審及 判において、本件各犯行については記憶がないなど不合理な弁解に終始し、真に自己の罪責の 省しているのか疑問である。

れらの事情からすると、 被告人の刑事責任は重大であり、強盗殺人についてはその場で領 行したものであり、計画的犯行とまでは認められないこと、現住建造物等放火の点については わっていること、前述のとおり被害金の一部が返還されていること、被告人には前科がないこ 被告人にとって酌むべき事情を考慮しても、被告人を無期懲役に処した原判決の量刑が重する ことはない。量刑不当の論旨は理由がない。

なお、原判決について、以下の点について触れておく。 原判決は、その(罪となるべき事実)第1において、被告人が、「同人(B)を絞頸に伴うり死亡させて殺害した上、同人所有の現金20万円並びに同人所有又は管理に係る現金80万円がある。 期預金通帳等20点在中の黒色合皮製バッグ1個(時価1000円相当)を強取し」と認定し一方, (犯行に至る経緯)において, 「そこで, 被告人は, かなりの資産を保有しているである。 でいた B から返済資金として10万円を借り入れることを思い立ち, 同年4月17日, 同人力借金を申し込んだところ, B から, 翌日同人方に来るよう告げられた。被告人は, B から10 付の承諾を取り付けたものの、同日夜になって、その後の返済資金のあてもなかったことから 金の上乗せを申し込んでみようと考えた。被告人は、翌18日朝、B方に赴き、同人に対し、 万円を借り入れたい旨申し込んだところ、同人は、手元に置いた後記バッグ内の封筒から17 をのぞかせて数え始めた。その様子を見て、被告人は、封筒の中には五、六十万円はあると思 てよりサラ金への返済に追われ、まとまった額の金が欲しいと熱望していたところ、まとまった目にして、とっさに、この場でBを殺害すれば、その所持金等を、既に受け取っていた20 放金で全て自分のものにできると考え、同人を殺害して、その金品を強取することを決意した。しているのである。原判決の認定によると、「既に受け取っていた20万円」を何時受け取っていたというのであるから、この20万円について、果たして(罪となるべき事実)に判っていたというのであるから、この20万円について、果たして(罪となるべき事実)に判っていたというのであるから、この20万円について、果たして(罪となるべき事実)に判って、殺害を手段としてこれを奪ったと認めることができるのか、なお検討の余地があるとものものる一項強盗による強盗殺人罪の成立を認めることができるのか、なお検討の余地があることで、原審で取り調べられた証拠によれば、事実関係として次のように認めることができるのか、なお告した10万円を取り出し、こたつのないに座ったところ、Bは、前日貸してくれることを約束した10万円を取り出し、こたつのないに座ったところ、Bは、前日貸してくれることを約束した10万円を取り出し、こたつのないに座ったところ、Bは、前日貸してくれることを約束した10万円を取り出し、こたつのないにないます。

つカバーに火をつけ、カバーが燃え始めたのを確認して、B方から立ち去った。 刑法236条1項の財物強取による強盗殺人罪が成立するためには、殺害が財物奪取の手段いることが必要と解されるところ(最高裁昭和61年11月18日第一小法廷決定・刑集4023頁参照)、被告人は、殺害に着手する前に、Bが差し出した20万円を自分のジャンパートに入れており、その後に殺害を行っているので、殺害が20万円を強取するための手段となかについて検討を要する。 上記の事実関係によれば、被告人がBから差し出された20万円を手にとってポケットに入

上記の事実関係によれば、被告人がBから差し出された20万円を手にとってポケットに入により、被告人はその20万円の占有を取得したといえるのであるが、しかし、その時点にお告人は既にBを殺害してバッグ内の現金を含めてBの所持する全金員を奪う意思を有していたBが20万円を差し出したのは、被告人のそうした意思を知らずに、依然正当に借りるものといたからであり、Bが被告人の内心の意思を知ったならば、たちまちその返還を求めたである明白であるから、たとえ被告人が差し出された20万円をポケットに入れて、その占有を取得としても、その占有は確実なものとはいえず、被告人が殺害したのは、20万円を確実に確保であったといえるのである。そうすると、20万円については、不確実な占有状態にあるのを保するための手段として殺害が行われたと認めることができるので、いわゆる一項強盗による罪の成立を肯定できる。

ーしたがって、原判決が20万円についてもいわゆる一項強盗による強盗殺人罪の成立を認定 に誤りはない。

第3 よって、控訴の趣意は理由がないので、刑訴法396条により本件控訴を棄却し、当審にお 勾留日数の算入につき刑法21条を、当審における訴訟費用を被告人に負担させないことにて 181条1項ただし書をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

平成14年10月22日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 根
 本
 渉

 裁判官
 春
 名
 郁
 子